

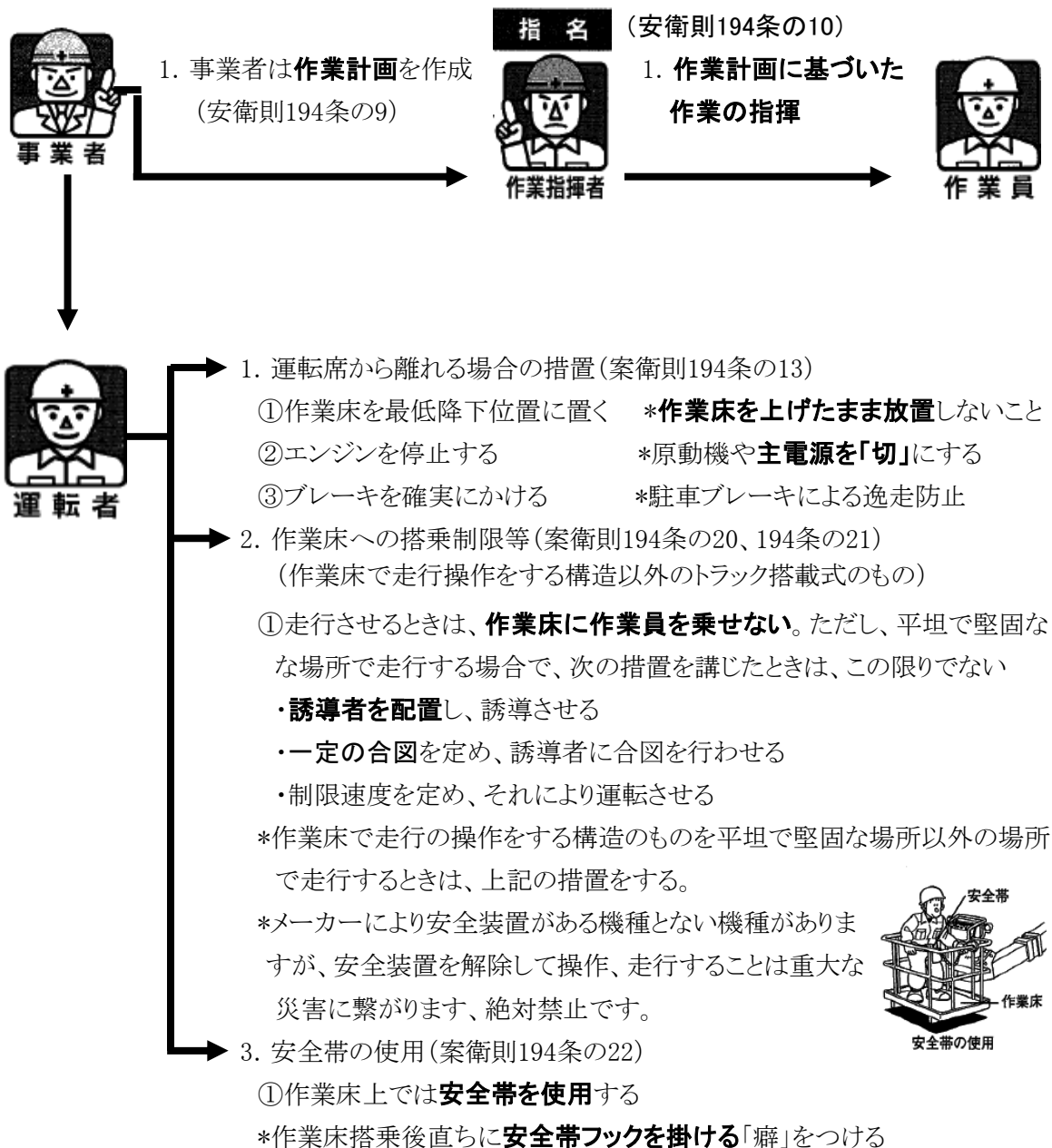
1. 高所作業車の安全作業

参考書籍:安全法令ガイドブック

文責:松本

高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械。作業床及び昇降装置等で構成され、作業床が昇降装置等により上昇、下降等する設備のうち、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものをいう。

汎用性があり操作が簡単で使いやすい高所作業車ですが、災害が発生すると重傷災害に繋がることが十分に考えられます。下記内容を確認し、安全作業をお願いします。

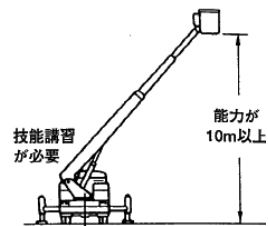




1. 運転資格

- ・作業床の高さが**10m以上の能力**の高所作業車
……技能講習修了者(安衛令20条15号)
- ・作業床の高さが**10m未満の能力**の高所作業車
……特別教育修了者(安衛則36条10の5号)

*必ず有資格者が運転を行うこと



2. 前照灯及び尾灯を備える(安衛則194条の8)

*暗く視界が悪い所では適切な照度を確保すること

3. 転倒、転落の防止(安衛則194条の11)

- ・アウトリガの張出し、地盤の不同沈下防止と路肩の崩壊防止

*アウトリガ装着機はアウトリガを**完全張り出し**する。作業床の広さが十分にあるにもかかわらず、完全張り出しを行わずに作業することがないように！アウトリガの完全張り出しが困難な場合は、**作業計画の見直し**または**変更**を行い、作業開始前に関係者全員に**周知**し、元請職員**立会**いのもと、作業を進めるようにする

*事前に機械をささえる地盤の強度・傾斜・凹凸・段差・軟弱等について、職員と作業指揮者または、運転者を含めて確認する
確認した内容に基づき、対策を講じた後作業を行う。作業員に対策方法を任せたり、対策実施後の確認もしないまま作業に入らないようにする

4. 搭乗の制限(安衛則194条の15)

- ・乗車席及び作業床以外は乗車禁止

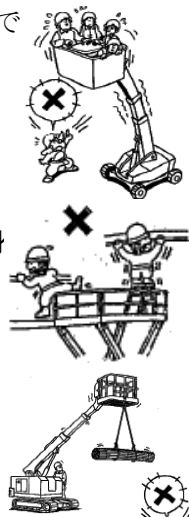
*作業床に設置されている、墜落・転落防止用の**手摺り・中棧**に乗って作業をしている所を見かけますが、手摺りがない状態と変わらない状況で非常に危険であり、**作業方法**や**作業計画の見直し**も必要で

5. 使用の制限(安衛則194条の16)

- ・積載荷重を超えて使用禁止

***作業計画書**に基づいて作業を行う事。また作業開始前に必ず**作業範囲・定員・積載荷重**の確認を実施すること

*作業床上で**脚立、はしご**を用いたり、**伸び上がった**り、**身を乗り出したり無理な姿勢**での作業は行なわないこと



6. 主たる用途以外の使用の制限(安衛則194条の17)

***ブーム及びパケット**に**フック、ワイヤー**等を取付けて荷物を上げたりしないこと

7. 定期自主検査等

- ・年次検査 1年を超えない期間(安衛則194条の23)
- ・月例検査 1ヶ月を超えない期間(安衛則194条の24)
- ・年次検査を特定自主検査とし、検査標章を貼付する(安衛則194条の26)

8. 定期自主検査の記録(安衛則194条の25)

- ・3年間保存

9. 作業開始前点検(安衛則194条の27)

点検は制動装置、操作装置及び作業装置の機能について実施する

10. 補修等(安衛則194条の28)

・異常を認めたときは、直ちに補修する

高所作業車機種別 注意事項

構造	走行方式	内 容
垂直昇降式 (テーブル)	自走式 (クローラー式 ・タイヤ式)	<ul style="list-style-type: none"> ・走行安全装置付きタイプ: 走行の安全装置の解除は行わないこと。(作業床を上げた状態で走行しない) ・走行安全装置なしタイプ: 作業床を上げたまま走行出来るが、走行の速度は遅く設定されている。作業床高さを最低にして走行する(北野建設としては、使用しないように規定している)。 *走行についての法の規定がないため、メーカーは走行用の安全装置がない機種も製造している。リースする際に必ず確認して、安全装置付きタイプをリースする。 ・傾斜地の確認を行い、傾斜地では使用しない。
ブーム式	自走式 (クローラー式 ・タイヤ式)	<ul style="list-style-type: none"> ・過積載、傾斜、速度等の安全装置を解除しないこと。 ・設置及びアウトリガ張出し地盤の強度確認を行う。 ・アウトリガ付きの機種はアウトリガを完全に張出し、水平に設置する。 ・傾斜地の確認を行い、アウトリガなしのタイプは傾斜地では使用しない。
	トラック搭載式	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリガ設置地盤の強度確認を行い、専用の敷板もしくは敷鉄板を使用し、機械は水平に設置する。 ・マンホールや側溝のふたの上に、直接アウトリガをセットしない。 ・過積載等の安全装置を解除しないこと。 ・重量が重くまた重心位置も高くなっていますので、長い下り坂や雨天時の制動距離が延びるので注意する。また走行中は急ハンドルやスピードの出し過ぎによる横転事故に注意。

共通注意事項

1. 常に運転・作業時は周囲の状況や歩行者に注意(作業区画を設置、明示し立入禁止実施)。
2. 強風等の悪天候時は作業は絶対に行わない。
3. 操作は作動させる方向の安全を確認の上、ゆっくりと行う。また、自走式は走行操作とブーム操作を一緒に行わない(作業床から作業者が振り落とされる恐れがある)。
4. 走行操作を行う前に必ず台車の矢印銘板の向きを確認する。

高所作業車の取り扱いは、上記の内容と合わせ、各メーカーの取り扱い注意事項を熟読の上、安全作業をお願いします。特に、故意に機械の安全装置は絶対に解除しないことが重要です。作業中は適宜現場の巡視、指導を実施し、危険作業や不安全行動を見逃さないようにすることが肝要です。

*平成24年4月1日から施行されている「機械に関する危険情報の通知」が努力義務になりました。機械を譲渡または貸与する者に対し、使用事業者に残留リスク情報等を提供することが努力義務となった。

・現場はリース会社に対し、使用する機械の残留リスク情報リストの提供を求める。作業開始前に使用上の情報の内容の確認と実際の使用状況でのリスクアセスメントを実施する。

残留リスク

- ・製造等を行う者による保護方策(機械のリスクの低減)で除去または低減できなかったリスク
- ・機械を労働者に使用させる事業者が実施すべき保護方策(安全防護、付加保護方策、労働者教育、個人用保護具の使用など)の内容 ほか